

質 問 回 答 書

令和 7 年 6 月 2 0 日

福島県知事 内堀 雅雄

関西メディアタイアップPR事業公募型企画プロポーザルについて、質問
回答は以下のとおりです。

質 問 項 目
<p>1. 仕様書 3-イ-① テレビを含む 各種 メディアを活用して～委託料の中から支出すること。 とあるのですが、テレビCMだけでも2シーズン広報には不足し、委託料 を消費してしまいます。 番組制作をお考えなのでしょうか 福島県では何か方策・お考えがありますか</p> <p>2. 旅行商品の造成について 仕様書(1)業務内容に、委託料は下記「イ旅行商品の広報」にのみ支出 すること、とあります。旅行商品代金にかかる一部補助に充てることは想 定されていない、ということでしょうか?</p> <p>3. 共同提案の場合の参加手続きについて 複数社による共同提案(コンソーシアム)は可能でしょうか。その場合の 「参加申込書」は、コンソーシアム名、幹事者名、責任者名を記載した1 枚でもよろしいのでしょうか?</p>
回 答 事 項
<p>1. 対象とするメディア及びメディアの活用方法については、プロポーザル 参加者の自由提案としており、予算上限額の範囲内において、効果が見込 まれる媒体・手法・内容・形態を選択してください。 なお、旅行商品の出発日としては2シーズン以上の設定を求めておりま すが、メディア展開の回数については、委託期間内での目標誘客人数達成 が見込めるものであれば、シーズン毎に必ず広報を行う必要はございませ ん。 県としては、伊丹-福島間の定期便を利用した旅行商品の広報が促進さ れ、大阪・関西方面から福島空港を利用した本県への誘客につながると見 込まれる内容の提案者を、委託予定業者といたします。</p>

2. お見込みの通りです。

本業務に係る委託料を、本業務にて広報を実施する旅行商品の割引原資に充当し、当該旅行商品を割引いた金額で販売することは認められません。本件委託料は、当該旅行商品の広報を行う上で必要となる各種制作費（テレビ等の放映料、編集費用）や旅費（宿泊費、現地までの交通費）、視察先での入場料、飲食代にのみ支出してください。

3. 複数者による共同提案（コンソーシアム）も可能です。

その場合の参加申込書（第2号様式）における「商号又は名称」欄は、共同体（コンソーシアム）名義とし、「代表者」及び「本件責任者」欄には、共同体の代表者及び責任者（幹事社が代表者となる場合は幹事社名及びその責任者名）を記載してください。

企画提案書類には事務局の運営体制として、共同体の代表構成員、その他の構成員、構成員の商号又は名称、所在地、代表者氏名、出資比率を明らかにしてください。

なお、共同体を構成するすべての構成員が募集要領4に定める参加資格を満たしているものとします。